

■ 会員卓話



伊藤恒夫君

私が、税理士を開業して、40年以上が経過しました。開業当時、消費税は導入されておりましたが、竹下

内閣で導入され、現在では、法人税、所得税と並び歳入のおおきな柱となっております。税は簡素で公平を、基本としておりますが、公平をたもと

とすると税は複雑になります。消費税は導入時に比べて、複雑になっております。従って、納税者から税理士への損害賠償の事案が増えております。経済取引が複雑となっている今日、税理士にも、その対応が迫られております



笠原大輔君

税理士の笠原大輔です。今日は節税のお話をさせていただきます。節税と言っても多岐に亘りますので、税務調査の現場

で調査官がどこを見るのかという観点から、節税する上で気を付けることをお伝えできればと思います。

時間が15分なので、今日は相続税編でご説明します。

相続税は3000万円＋法廷相続人×600万円以上の財産があると掛かります。相続人が妻と子2人と過程すると5400万円以上の財産がある場合となります。

自分が死んだ後に相続税がかかる人の割合は概ね10%です。男性であること長く生きて財を築く意味で高齢である方で掛かる割合が高くなります。ロータリーの皆さんだと、平均は遥かに超

えると思います。今日いる皆さんだと50%から70%くらいの方に相続税がかかるのではないのでしょうか？

調査が来る割合は約15%です。調査で追徴課税が課される割合は80%から90%になりますので、法人税や所得税の調査に比べると、相続税調査で修正を求められる確率は遥かに高いです。

ちなみに東京など都会の富裕層には、定期的に調査に入る可能性もありますが、藤枝あたりだと調査に来られる＝既に修正指摘事項が見つかると思ってください。調査に来られたら100%何かを持っていられます。では何について指摘される可能性が高いのか？

まず、土地建物についてはほとんど問題になりません。私が立ち会った調査でも土地建物は見ることにすらしませんでした。問題になるのは高い確率で現金及び金融資産です。どんなところを指摘されたのか、いくつかの実例から気を付ける点をお話しします。

1、被相続人（亡くなった人）しか知らない、預金や証券口座

調査官から指摘されて、被相続人が証券口座を持っていたことがはじめて分かったということがありました。この場合、故意かどうかは関係無く、財産隠しとされて重加算税の対象になります。見つかった財産が全て取られるわけではないので、相続人は自分たちが知らなかった財産を税務署が見つけてくれたと却って喜んでいました。税務署は職権であちこちの銀行や証券会社で照会をかけますので、本人しか知らない隠し財産を見つけてくることがあります。

奥さんも知らない口座にへそくりなどしている場合はご注意ください。遺品整理で通帳が出てくればまだしも、ネット銀行にへそくりしている場合には誰も分からなくなりますし、後に税務署に見つかれば罰金の対象です。

2、金や宝石等の資産

税務署は金や宝石の購入者の調書を定期的に集めていますので、被相続人に金の購入履歴があつて、相続財産に計上されていない場合には調査に来ます。私が立ち会った調査でもトイレの屋根に隠してあったリュックから金塊が出てきたことがありました。当然悪質な財産隠しで重加算税の対象です。金や宝石の計上漏れに気を付けましょう。

3、名義預金

3-1、妻の口座に定期的に資金を移動

妻が長年に亘り、毎月夫の稼ぎをほぼ全て引き出して、生活費として使用した残りを自分の口座に入金していました。

私たち税理士も被相続人の口座から高額な出金があれば移動先を調べるのですが、30年にわたって毎月こつこつと資金が夫の口座から妻の口座に移動していたので調べきれませんでした。申告書作成の際、奥さんの口座も確認させてくださいとお願いしたのですが、「私の通帳には何も入っていないよ」と見せてはくれず。ただ、税務署は職権で妻の口座の確認ができますので、妻の口座に多額の預金形成されていることを掴んで調査に入りました。

専業主婦である妻は自分の稼ぎでの預金では無いということで、預金の大部分は夫の財産であると認定され追徴課税を課されました。妻は「私の物は私の物、夫の物は私の物」と思っていたと言っていましたが、悪気があったのか無かったのか、夫婦間であっても夫が稼いだ財産は夫に帰属しますのでご注意ください。

3-2、姉に多額のお小遣い

被相続人（父）の口座から定期的に多額の出金がありました。相続人代表として相談に来られた母と息子の2人に出金の使い道を聞いたのですが、2人は全く知らないとのことで「愛人でもいたのかな？」と言っていました。実際は娘が2人には内緒で父から定期的に100万円単位のお小遣いをもらっていたようです。

これについても税務署が職権で娘の口座を調べ調査に来ました。娘の口座に移動した資金は被相続人の財産になりますので追徴課税が課されました。

このケース、娘が贈与税の申告などをしていれば追徴課税は防げましたが、家族内で母と兄弟には内緒で多額の小遣いをもらっていたので隠し通そうとしたわけですね。税務調査終了後には親族内でも問題が発生した事案です。特定の子、特に嫁にいった娘に内緒で多額の小遣いを渡すことは結構あるようです。後々の家庭内争いにもなりますのでご注意ください。

3-3、娘の住宅ローンや生活費を負担

同じようなケースで、被相続人が娘夫婦の住宅ローンや生活費を負担していたケースがありました。晩年10年ほどの間に被相続人の口座から毎月20万円近い出金があるのですが、その20万円を被相続人がどうしていたのか誰も知らない

(娘だけは知っているけれど口をつぐんでいる)

現金で毎月受け取っているの、調査官が娘の口座を調べても入金履歴はありません。その現金がどこに行っているのか分からなかったのですが、税務署は20万円が下ろされる時のATMの録画を調べました。そこには父と娘と一緒に映っていて、観念した娘は毎月現金を受け取っていたことを白状しました。これも一定額は被相続人の相続財産であるものとして追徴課税が課されました。このケースでも後々家族内で揉め事になっています。

(これについては、生活費として渡していたとして相続財産としないこともできますが、親族間の争いになり、父が娘夫婦に貸し付けた財産であるとなりました。娘夫婦は借用書を書かされています)

親族に内緒で財産を渡すのはくれぐれもご注意ください。贈与税の申告はしておく、妻には話しておくなどの対応をしておかないと、自分が死んだ後に家族が揉める原因にもなりかねません。

名義預金については、勝手に子どもの通帳を作って、毎年110万円（贈与税基礎控除範囲内）をせっせと移動していても、その通帳の存在を子どもが知らなければ名義預金として相続財産になります。定期的な現預金の贈与は有効な節税対策ですが、やり方には十分ご注意ください。

以上、税務調査の現場のお話しでした。相続税について節税はもちろん大切ですが、親族間での「争続」にあらないようにすることも重要です。参考にしてください

例会プログラム

例会日	クラブ行事	摘要
5/31-6/1 第1598回	会員親睦旅行	立山
6/6(金) 第1599回	臨時クラブ年次総会	理事会
6/13(金) 第1600回	会員卓話	小杉苑
6/20(金) 第1601回	最終夜間例会	小杉苑

行った所、行ってみたい所



私の場合、最近では自転車で走って登って見たい景色があるということで数年前に松本から

白馬まで往復する 160km を走破するアルプス安曇野センチュリーライドというイベントに参加しました、5 月の中旬ですが、まだ山に雪が残っており、穂高、槍ヶ岳、黒部を眺めながら、白馬に向かい、白馬から折り返そうとした時に槍ヶ岳、立山の山々が目の前いっぱい広がった時は思わず誰もが「おおっ」と言ってしまう景色でした、今でもやっているのでしょうか？サントリーの天然水の CM で俳優の榎本佑さんがお子さんと自転車で走っているシーン、山に向かって走るシーン、同じその道を走っており、やっぱいい景色だよな、と CM 見る度に思い出します。

またその絶景ポイントの近くの長野大町から長野市や善光寺を抜け群馬県高崎まで伸びている国道 406 号線という道路があるのですが、大町から登って白沢洞門というトンネルを抜けると上信越高原の草津白根山や浅間山などが見える場所があるのですが、これはこないだ行けなかったのは是非、自転車で登ってみたいです。

そして自転車で行ってみたいところは沢山あるのですが、尾道から今治を結ぶ、しまなみ海道、ここには自転車専用道が走っていて、いつか行ってみたいですし、福島県の浄土平、山口県角島大橋、宮古島の伊良部大橋など大きな橋がたくさんあるのでグルッと全部走ってみたいです。橋ばかりですが、静岡県にもあるのですが富士の国道 1 号の新富士川橋など意外と自転車が通行禁止の橋もあるので、行ったら通れないなんて事が無いようにちゃんと調べてから行きたいです。



(担当/杉山茂範君)